

上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

上天草市では、公の施設である上天草市龍ヶ岳山頂自然公園（以下「公園」という。）及び上天草市「ミューイ」天文台（以下「天文台」という。）の管理運営についても、設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、上天草市龍ヶ岳山頂自然公園条例（平成16年上天草市条例第116号。以下「公園条例」という。）第12条、上天草市「ミューイ」天文台条例（平成16年上天草市条例第107号。以下「天文台条例」という。）第14条及び上天草市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年上天草市条例第204号）第3条の規定に基づき、公園及び天文台の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（1） 施設の名称、所在地、現在の管理運営体制

ア 名 称：上天草市龍ヶ岳山頂自然公園

所在地：上天草市龍ヶ岳町大道3360番地9を拠点とする山頂一円

現在の指定管理者：株式会社オフィス寺島

イ 名 称：上天草市「ミューイ」天文台

所在地：上天草市龍ヶ岳町大道3360番地47

現在の指定管理者：株式会社オフィス寺島

（2） 施設の詳細、使用実績、収支決算

別紙1「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミューイ天文台施設概要書」のとおり

別紙2「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミューイ天文台使用実績」のとおり

別紙3「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミューイ天文台年度別決算」のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

公園及び天文台は、上天草市民及び上天草市に訪れる観光客に自然に親しむ機会を提供することにより自然を愛する思想を涵養し健康増進に資するとともに、天文学に親しむ機会を提供することにより天文の普及を図り、教育、文化及び観光事業の振興に寄与する施設であり、上天草市の姫戸・龍ヶ岳地区の今後の地域振興を担う重要な施設として、施設の単なる管理だけではなく、当施設の特色を活かした管理運営を行うことができる団体を募集します。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休業日等

ア 公園施設：年中無休

イ 天文台：毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときはその日後の休日以外の最初の日）及び年末年始（12月29日から1月1日まで）の4日間

ウ 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、休業日を変更し、若しくは別に定めることができます。

(2) 施設及び施設の使用時間

ア 龍ヶ岳山頂自然公園

施設名等	使用時間
キャンプ場宿泊施設（ロッジ、バンガロー、テントサイト）	午後2時から翌日午前10時まで
更衣室	24時間
その他の施設（シャワー棟、炊事棟、駐車場、公衆便所 他）	—

イ ミューイ天文台

施設名等	使用時間
ミューイ天文台	午後1時から午後9時30分まで （入館は午後9時まで）

ウ 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て使用期間及び使用時間を変更することができます。

(3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

ア 公園条例、公園条例施行規則（平成25年3月29日規則第16号）

イ 天文台条例、天文台条例施行規則（平成16年3月31日規則第87号）

ウ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）その他の行政関係法令

エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）その他の自然公園関係法令

オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令

カ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、同法施行令（昭和45年政令第304号）、同法施行規則（昭和46

年厚生省令第2号)、水道法(昭和32年法律第177号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

キ その他

- (ア) 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、上天草市個人情報保護条例(平成17年上天草市条例第4号)第27条第2項の規定に従い、協定に定める安全確保の措置を講じること。
 - (イ) 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例(平成16年上天草市条例第16号)第2章の規定を遵守すること。
 - (ウ) 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。
 - (エ) 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めること。
- (4) 公園及び天文台の施設、施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

4 指定管理者の業務等

指定管理者の業務は、次のとおりとし、業務の詳細については、「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市『ミューイ』天文台指定管理者仕様書」のとおりとします。

- (1) 公園及び天文台の施設及び設備(以下「施設等」という。)の管理運営に関する業務
- (2) 施設等の利用、野外活動に関する指導助言、野外活動の普及振興、天文に関する指導助言及び天文の普及振興に必要な業務
- (3) 施設等の利用許可及び利用料金の収受に関する業務
- (4) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (5) その他施設の管理運営に必要な業務

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理運営に要する経費

公園及び天文台の管理運営に要する経費は、使用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求めます。

なお、市からの指定管理料(委託料)の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 60,985,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(令和 9年度:12,197,000円)

(令和10年度:12,197,000円)

(令和11年度:12,197,000円)

(令和12年度:12,197,000円)

(令和13年度:12,197,000円)

※ 基準価格を超える提案があった場合には、失格となりますので、ご注意ください。

7 リスク分担

協定書締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は「上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台の管理運営に関する協定書(案)」別記1の「リスク分担表」に示すとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものであり、詳細については、協定書の締結を行う際に市と指定管理者が協議し決定します。

8 事業実施状況の監視等

(1) モニタリングの実施

上天草市は、公園及び天文台の円滑な管理運営を確保するため、管理運営の実施状況を把握するモニタリングを実施します。モニタリングの実施に関して必要な事項については、協定書において定めることとします。

(2) アンケートの実施

指定管理者は、施設使用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により施設使用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告するものとします。

9 参加資格

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- イ 九州に本店又は契約権限を委任した営業所等を有する者であること。
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
 - エ 暴力団密接関係者（上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第4号に規定する者をいう。）でないこと。
 - オ 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - カ 労働者災害補償保険に加入していること。
 - キ 県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - ケ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項について留意すること。
- ア 代表構成員を選出し、市との協議については代表構成員が行うこと。なお、グループの構成員は(1)のアからケまでに掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- (3) 申請については、1申請者につき1提案に限る。また、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 公園及び天文台の管理運営に関する事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）
- (3) 法人等の定款若しくは規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人格のない団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）（いずれも申請日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 貸借対照表、損益計算書、注記表その他法人等の事業及び財務の状況を明

らかにすることができる書類（直近の3年度分）

- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書（募集要項配布日以降に交付されたもの）
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 市税（市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市区町村税）及び地方税について未納がないことの証明書
- (9) 法人等の役員名簿（監事又は監査役を含む。）
- (10) 「9 参加資格」に掲げるウ、エ及びケの欠落事項に該当しない旨の申立書（任意様式）
- (11) その他市長が必要と認める書類
 - ア 事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及びグループに係る協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）（任意様式）

11 質問事項の受付及び回答

- (1) 募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
 - ア 受付期間 令和8年8月25日（火）から9月2日（水）まで
 - イ 受付方法 質問票（第4号様式）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

12 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日時 令和8年8月19日（水） 午後2時から1時間程度
- (2) 開催場所 上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミュージアム天文台

13 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 上天草市龍ヶ岳統括支所（上天草市龍ヶ岳統括支所）
〒869-3692 上天草市龍ヶ岳町高戸 1412 番地
電話 0969-62-1111（直通） FAX 0969-62-0299
- (2) 提出期間 令和8年8月6日（木）から令和8年9月29日（火）までの

- 日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
- ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とします。
- ※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

14 選定方法

- (1) 指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が審査項目に沿って、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的な審査の結果、各選定委員の審査した評点の合計が最も高い申請者を最優秀者とし、最終的に市において指定管理候補者として選定します。
- (2) 審査基準と配点は、次のとおりです。

審査基準	審査項目	配点
使用者の平等な使用の確保	施設の設置目的及び市が示した管理の方針	適・否
	使用者の施設の平等な使用の確保	
施設の効用の最大限の発揮	使用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	35
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
経費の縮減	施設の管理運営に係る経費の内容	15
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	
管理を安定して行う人的、財政的基礎	安定的な運営が可能となる人的能力	30
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	類似施設の運営実績	
その他	自主事業の取り組み	20
合 計		100

15 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

この要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とすることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

17 指定管理候補者選定委員会

令和8年10月21日（水）に実施します。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。なお、時間、場所については、後日連絡します。

18 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

19 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は令和8年上天草市議会12月定例会（予定）の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、令和9年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

20 その他

- (1) 提出書類は、8部とします。（正本1部及び副本7部）
なお、提出された書類はお返しできません。
※ 副本については、複写機による写しでも差し支えありません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市庁舎内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、上天草市情報公開条例（平成17年上天草市条例第3号）に基づく開示の請求により開示することがあります。

21 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定

を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

22 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 公園及び天文台指定管理者事業計画書（第2号様式）
- (3) 公園及び天文台の管理運営に関する収支予算書（第3号様式）
- (4) 質問票（第4号様式）
- (5) 公園及び天文台指定管理者仕様書
- (6) 公園及び天文台の管理運営に関する協定書（案）

問合せ先

上天草市龍ヶ岳統括支所

担当：直理、平井

電話：0969-62-1111（直通）

FAX：0969-62-0299

電子メール：ryugatake_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミューイ天文台施設概要書

1 龍ヶ岳山頂自然公園

(1) 財産台帳

ア 名称 上天草市龍ヶ岳山頂自然公園

イ 位置 上天草市龍ヶ岳町大道 3360 番地 9 を拠点とする山頂一円

ウ 施設の内容 (敷地面積：65,753 平方メートル)

名称	構造・面積	施設内容
山頂広場	2,000 平方メートル	
山頂公衆便所	19 平方メートル	1 棟 (汲取り)
山頂広場駐車場	605 平方メートル	天文台付近
シャワー棟	19.44 平方メートル	1 棟
炊事棟	16 平方メートル	1 棟
キャンプ場公衆便所	14 平方メートル	1 棟 (汲取り)
キャンプ場下駐車場	846 平方メートル	
遊歩道	810 平方メートル	
作業棟	63.61 平方メートル	1 棟 (バンガロー横)
バンガロー (6 人用)	39.75 平方メートル	1 棟
バンガロー (6 人用)	40.57 平方メートル	1 棟
バンガロー (4 人用)	24.57 平方メートル	8 棟
ロッジ	54.36 平方メートル	4 棟
テントサイト	600 平方メートル	
管理棟 (ログハウス・レストラン)	148.03 平方メートル	1 棟
レストラン横トイレ	12 平方メートル	1 棟
山頂公園駐車場	3,524 平方メートル	ログログ前
給水施設	配水池 (テニスコート横) 1 基 (26 トン) 中継槽 (大作山集落付近) 1 基 (9 トン) 貯水槽 (山頂広場駐車場内) 1 基 (11 トン) 貯水槽 (天文台横) 1 基 (2 トン)	一式
更衣室	72 平方メートル	1 棟

案内標識		10 基
公園外灯		6 基
消火施設		防火水槽、消火栓 2 基
健康増進広場	7,100 平方メートル	遊具 4 基 (1 基使用不可)
林内作業所	ログログ奥東屋 山頂公園駐車場奥東屋 天文台下東屋	1 基 1 基 (閉鎖中) 1 基 (閉鎖中)
案内板(広場)		2 基
公園防護柵	261 メートル	
林内歩道	1,300 メートル	
野営場 (ステージ広場)	2,500 平方メートル	(閉鎖中)
野外ステージ		(閉鎖中)
ステージ下公衆便所	11.34 平方メートル	1 棟 (閉鎖中)

(2) 物品台帳

No.	品 名	型 式	個数	備 考
1	冷蔵庫	アビテラックス AR-137	4	ロッジ
2	電磁調理器		2	ロッジ 1 号棟、2 号棟
3	炊飯器	象印・一升炊き	4	ロッジ
4	ジャーポット	NC-30E4	3	ロッジ
5	エアコン	ダイキン S56XTEV-W	5	バンガロー 2 号棟、 3 号棟、7 号棟、8 号棟、9 号棟
6	エアコン	三菱 MSZ-GV405S-W	1	ロッジ 1 号棟
7	エンジン刈払機	シンダイワ SSR2602	2	
8	エアコン	ダイキン S40ZTES-W	1	ロッジ 2 号棟
9	エアコン	ダイキン S40ZTES-W	2	ロッジ 3・4 号棟

(3) 旅館業許可関係

- ア 営業所所在地：上天草市龍ヶ岳町大道字寿ヶ岳
- イ 営業所の名称：龍ヶ岳山頂キャンプ場
- ウ 営業の種類：簡易宿所
- エ 許可年月日：平成7年7月24日
- オ 許可番号：熊本県指令 生衛 第131号
- カ 客室数：14
- キ 収容定員：68

2 ミューイ天文台

(1) 財産台帳

- ア 施設の名称 上天草市「ミューイ」天文台
 イ 所在地 上天草市龍ヶ岳町大道 3360 番地 47
 ウ 施設の内容

名称	構造・面積	施設内容
天文台	RC 造 2 階建 1F 273.8 平方メートル 2F 69.5 平方メートル	大型望遠鏡、小型望遠鏡、映像ホール、プラネタリウム、事務室、トイレ

(2) 物品台帳

No.	品 名	型 式	個数	備 考
1	液晶テレビ	シャープ AQUOS LC-52DX2	1	映像ホール
2	極軸望遠鏡	6 倍 20 ミリ	1	プラネタリウム室
3	望遠鏡	ビクセン 102M	1	プラネタリウム室
4	接眼レンズ	ビクセン LV10 ミリ	1	観測室
5	アイピース	ビクセン LV50	1	観測室
6	アイピース	ビクセン 15/20/25mm	3	観測室
7	アイピース	Or25	2	観測室
8	アイピース	K40	1	観測室
9	アイピース	K60	1	観測室
10	アイピース	PLOSSL 50 mm	1	観測室
11	T・リング	ビクセン	4	観測室

12	エアコン	三菱 MSZ-GV5616S	1	プラネタリウム室
13	オゾン発生器	エアバスター TM-11SF	1	事務室
14	エアコン	ダイキン S28XTES-W	1	事務室
15	ファックス	デジタルコードレス ファックス KX-PZ510DL	1	事務室
16	エアコン	ダイキン S283ATES-W	1	望遠鏡室
17	エアコン	ダイキン S223ATES-W	1	受付
18	望遠鏡器具（接眼レンズ）	リコー XW23(焦点距離：23 mm)	1	プラネタリウム室
19	望遠鏡器具（接眼レンズ）	リコー XW20(焦点距離：20 mm)	1	プラネタリウム室
20	望遠鏡器具（接眼レンズ）	リコー XW30-R(焦点距離：30 mm)	1	プラネタリウム室
21	天体望遠鏡	VIXEN モバイルポルター A70Lf	6	プラネタリウム室
22	天井吊型エアコン	ダイキン SZRH112BY	1	プラネタリウム室
23	オートクリーンドライ（防湿庫）	東洋リビング ED-41-CAT2 (B)	1	プラネタリウム室
24	双眼鏡（星空観察用）	SHIGHTRON StellaScan 2×40	5	プラネタリウム室
25	双眼鏡（星空観察用）	SHIGHTRON StellaScan 3×48	7	プラネタリウム室

上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミューイ天文台利用実績

1 龍ヶ岳山頂自然公園

施設名		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数
本 事 業	ロッジ	142	753	168	961	161	869	120	691
	バンガロー（4人用）	155	556	159	590	175	625	118	423
	バンガロー（6人用）	36	180	40	232	33	179	31	165
	テントサイト	200	455	106	247	92	226	54	128
小計		533	1,944	473	2,030	461	1,899	323	1,407
自 主 事 業	バンガロー（4人用）	68	235	52	180	52	213	41	145
	バンガロー（6人用）	19	87	24	118	32	158	20	95
	オートサイト（電源有）			35	105	42	126	49	124
	オートサイト（電源無）			57	143	45	129	44	112
	デイキャンプ			1	4	6	9	3	8
小計		87	322	169	550	177	635	157	484
合計		620	2,266	642	2,580	638	2,534	480	1,891

2 ミューイ天文台

項目		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		大人	子ども・幼児	大人	子ども・幼児	大人	子ども・幼児	大人	子ども・幼児
入館 大型望遠鏡 プラネタリウム	県外	148	45	274	173	276	285	128	72
	県内	509	258	633	352	552	544	317	192
	市内	65	29	96	79	19	22	32	22
小計		722	332	1,003	604	847	851	477	286
合計		1,054		1,607		1,698		763	

上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及びミュージイ天文台年度別決算

1 龍ヶ岳山頂自然公園

【収入】

項目	内訳	R4	R5	R6	R7
指定管理料		6,707,000	6,707,000	6,707,000	6,707,000
雑収入	認証店に係る衛生管理設備導入等補助金（県）	500,000	0	0	0
	小規模事業者持続化補助金		1,805,466	0	0
	宿泊事業者による環境に配慮した受入環境整備支援補助金（県）	500,000	2,000,000	0	0
施設利用料等	ロッジ、バンガロー、テントサイト	3,578,500	3,897,100	3,804,200	2,796,400
	コインシャワー	67,900	54,700	77,500	58,900
小計		11,353,400	14,464,266	10,588,700	9,562,300
自主事業	バンガロー・オートテントサイト	770,750	1,326,010	1,232,810	1,113,750
	デイキャンプ	0	4,500	7,500	4,000
	管理費、割増料金等	1,451,420	1,410,500	1,454,527	1,709,563
	追加オプション・レンタル品	568,900	888,900	778,300	703,750
	飲食店営業	131,260	192,460	82,603	50,390
	売店営業	230,470	292,130	181,524	120,289
	セグウェイ	417,700	267,800	195,906	210,252
小計		3,570,500	4,382,300	3,933,170	3,911,994
収入合計		14,923,900	18,846,566	14,521,870	13,474,294

【支出】

勘定科目	内 容	R4	R5	R6	R7
人件費	給与・社会保険料等	8,788,960	7,961,272	6,784,948	5,053,169
水道光熱費	電気・ガス・水道	1,155,149	1,262,200	1,511,936	1,795,745
修繕費	修繕・施設改修	3,170,383	4,903,701	812,472	190,758
外注費	施設維持管理・点検等	796,739	722,366	955,868	857,203
通信費	電話・インターネット	127,300	159,548	219,934	549,934
販売手数料	予約サイト・キャッシュレス決済等	501,327	501,327	451,191	408,193
保険料	施設賠償・車両等	470,995	437,010	432,110	550,959
リース料		366,520	411,620	391,039	342,540
消耗品費		776,030	916,637	733,309	667,048
雑費		713,540	861,976	603,383	467,048
その他	車両費、福利厚生費、研修費、仕入高、諸会費、租税公課、支払手数料等	243,210	665,964	661,906	674,677
合 計		17,110,153	18,803,621	13,558,096	11,557,274

収支	-2,186,253	42,945	963,774	1,917,020
----	------------	--------	---------	-----------

2 ミューイ天文台

【収入】

項目	内訳	R4	R5	R6	R7
指定管理料		4,190,000	4,190,000	4,190,000	4,190,000
施設利用料等	大人	257,100	401,200	316,800	95,400
	子ども	51,800	72,800	68,500	20,400
小計		4,498,900	4,664,000	4,575,300	4,305,800
自主事業	天文ツアー	0	151,850	169,900	70,470
	イベント	0	142,600	39,000	3,600
	天文グッズ販売等	0	36,535	31,440	10,750
小計		0	330,985	240,340	84,820
収入合計		4,498,900	4,994,985	4,815,640	4,390,620

【支出】

勘定科目	内 容	R4	R5	R6	R7
人件費	給与・社会保険料等	2,877,792	4,746,114	3,766,536	3,270,466
水道光熱費	電気・ガス・水道	426,774	333,442	647,973	769,604
修繕費	修繕・施設改修	60,484	378,188	203,117	281,753
外注費	施設維持管理・点検等	720,905	723,195	508,307	386,522
通信費	電話・インターネット	127,300	130,539	179,945	449,945
販売手数料	予約サイト・キャッシュレス決済等	28,672	24,529	14,359	8,247
保険料	施設賠償・車両等	201,855	187,290	185,190	150,411
リース料		0	0	0	0
消耗品費		194,008	101,849	81,479	116,762
雑費		214,062	155,132	139,618	216,762
その他	車両費、福利厚生費、研修費、仕入高、諸会費、租税公課、支払手数料等	478,161	281,616	333,702	291,559
合 計		5,330,013	7,061,894	6,060,226	5,942,031

収支	-831,113	-2,066,909	-1,244,586	-1,551,411
----	----------	------------	------------	------------